

香川県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)

令和3年8月

令和4年10月変更

香 川 県

目 次

第1 基本的な事項	1
1 過疎地域の現状	1
(1) 概 況	1
(2) 産 業	6
(3) 交通通信体系、生活環境等	10
(4) 過疎対策事業の実績	14
2 過疎地域の持続的発展の課題	15
(1) 本格的な人口減少社会の到来	15
(2) 情報通信技術の利活用	15
(3) 人と自然が共生する社会の形成	15
(4) 地域コミュニティの再生	15
3 過疎地域の持続的発展の基本的方向	17
(1) 地域格差の是正 — 安全・安心な暮らしの確保 —	17
(2) 個性豊かな地域社会の形成 — 誇りの持てる地域づくり —	17
4 過疎地域の持続的発展に向けた取組み方針	19
(1) 少子・高齢社会に対応した地域づくり	19
(2) 多様な起業と人材育成による地域経済の活性化	19
(3) 移住・交流の促進	19
(4) 地域社会を構成する多様な主体の参画と協働	19
(5) 広域的な取組み・周辺地域との連携	20
5 各地域における持続的発展の基本的方向	21
(1) 高松市旧塩江町地域	21
(2) 観音寺市旧豊浜町地域	21
(3) さぬき市旧津田町及び旧大川町地域	21
(4) 東かがわ市	21
(5) 三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域	22
(6) 土庄町	22
(7) 小豆島町	22
(8) 直島町	23
(9) 綾川町旧綾上町地域	23
(10) 琴平町	23
(11) まんのう町	23
第2 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成	24
1 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成の方針	24
2 移住、定住、地域間交流の促進	24
3 人材の育成	24
第3 産業の振興	25
1 産業振興の方針	25
2 農林水産業の振興	25
(1) 農 業	25
(2) 畜産業	26
(3) 林 業	26
(4) 水産業	26

3	地場産業の振興	26
4	企業の誘致対策	26
5	コミュニティ・ビジネスの育成	27
6	商業の振興	27
7	情報通信関連産業の振興	27
8	観光又はレクリエーションの振興	27
第4	情報化の推進	27
1	情報化の推進の方針	27
2	情報化の推進	27
第5	交通施設の整備、交通手段の確保	28
1	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	28
2	県道及び市町道の整備	28
3	農道、農業集落道、林道及び漁業集落道の整備	28
4	住民の日常的な移動のための交通手段の確保対策	28
第6	生活環境の整備	29
1	生活環境の整備の方針	29
2	簡易水道、下水処理施設等の整備	29
	(1) 簡易水道	29
	(2) 下水処理施設等	29
3	消防・救急施設の整備	29
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
1	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	30
2	子育て環境の確保を図るための対策	30
3	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	30
第8	医療の確保	31
1	医療の確保の方針	31
2	無医地区対策	31
	(1) 病院・診療所の整備	31
	(2) 患者輸送車の整備	31
	(3) 巡回診療の実施	31
	(4) 保健師の活動	31
	(5) 栄養相談の実施	31
3	医療確保対策	31
	(1) 病院・診療所の整備	31
	(2) 巡回診療の実施	31
	(3) 人材の確保	31
	(4) その他	31
第9	教育の振興	32
1	教育の振興の方針	32
2	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	32
	(1) 公立小中学校の統合整備	32
	(2) 既設校の整備	32
3	集会施設、社会教育施設、体育施設等の整備	32
第10	集落の整備	33
1	集落の整備の方針	33
2	集落の維持・活性化	33

第 11	地域の文化芸術の振興等	33
1	地域の文化芸術の振興等の方針	33
2	地域の文化芸術の振興等に係る施設の活用	33
第 12	再生可能エネルギーの利用の推進	34
1	再生可能エネルギーの利用の推進の方針	34
2	再生可能エネルギーの利用の推進	34
第 13	共助の社会づくり	34
1	共助の社会づくりの方針	34
2	多様な機能を有するコミュニティづくり	34
3	NPO・ボランティア活動の促進	34

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状

(1) 概況

① 過疎団体

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づいて公示された過疎地域（同法附則第7条により同法附則第5条に定める「特定市町村」とみなされる区域を含む。以下同じ。）を有する市町は11団体であり、過疎地域の市町の県内市町総数に占める割合は64.7%、過疎地域の合計面積は849.96km²で、県土面積の45.3%を占めている。

香川県の過疎地域の概要

区 分	全 県 A	過疎地域 B	比率 B/A
市 町 数	17	11	64.7 %
面 積	1,876.91 km ²	849.96 km ²	45.3 %
令和2年国調人口	950,244 人	130,486 人	13.7 %
若年者比率（15～29歳）	12.4 %	9.9 %	—
高齢者比率（65歳以上）	31.2 %	41.4 %	—

（注） 「過疎地域」には経過措置対象地域（高松市旧塩江町地域）を含む（以下同じ。）。

「面積」は、「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）による。

ただし、直島町の面積は、境界の一部が未定のため参考値である。また、高松市旧塩江町地域、観音寺市旧豊浜町地域、三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域並びに綾川町旧綾上町地域の面積は、「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）、さぬき市旧津田町及び旧大川町地域の面積は、「平成14年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）による。

② 地 勢

過疎地域は、大部分が山間部と島しょ部に位置している。山間部には、県東部に東かがわ市（152.86km²）及びさぬき市旧大川町地域（34.54km²）が位置し、県中央部に、高松市旧塩江町地域（80.10km²）、三豊市旧財田町地域（47.16km²）、綾川町旧綾上町地域（71.20km²）、琴平町（8.47km²）及びまんのう町（194.45km²）の5地域、県西部に観音寺市旧豊浜町地域（16.69km²）の一部が位置している。また、島しょ部には、土庄町（74.38km²）、小豆島町（95.59km²）及び直島町（14.22km²）が位置している。この他、県東部のさぬき市旧津田町地域（13.72km²）、県西部の観音寺市旧豊浜町地域の一部並びに三豊市旧詫間町地域（31.09km²）及び旧仁尾町地域（15.49km²）が沿岸部に位置している。

過疎地域は、全般に林野が多く、林野の占める割合は65.2%である。また、山岳は全般に低くなだらかであるが、河川の流路延長は短く、かつ水量が少ないため、古くから夏は干ばつに悩まされることが多く、ダムやため池が造られている。

気候は全般的に温暖少雨であるが、山間部は冬季にはしばしば降雪がみられる。また、島しょ部の土庄町、小豆島町及び直島町は、平穏な瀬戸内海に面していて気温はやや高く、降雨量はやや少ない。

林野面積

区 分		総面積 A	林野面積 B	林野率 B/A
過疎地域	高松市旧塩江町地域	80.10 km ²	67.17 km ²	83.9 %
	観音寺市旧豊浜町地域	16.69	6.77	40.6
	さぬき市旧津田町、 旧大川町地域	48.26	26.85	55.6
	東かがわ市	152.86	103.62	67.8
	三豊市旧詫間町、旧仁尾町、 旧財田町地域	93.74	44.78	47.8
	土庄町	74.38	47.33	63.6
	小豆島町	95.59	69.46	72.7
	直島町	14.22	9.72	68.4
	綾川町旧綾上町地域	71.20	44.29	62.2
	琴平町	8.47	2.03	24.0
	まんのう町	194.45	132.34	68.1
計	849.96	554.36	65.2	
全 県	1,876.91	871.18	46.4	

(注) 1 「総面積」は、「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。ただし、直島町の面積は、境界未定部があるため参考値である。また、高松市旧塩江町地域、観音寺市旧豊浜町地域、三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域並びに綾川町旧綾上町地域の面積は、「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)、さぬき市旧津田町及び旧大川町地域の面積は、「平成14年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。

2 「林野面積」は、「2015年農林業センサス」による(2020年以降は合併前の旧町単位の統計はない。)

③ 人 口

ア 人口の推移

(7) 過疎地域と全県の比較

過疎地域の人口の推移を国勢調査ベースで見ると、昭和55年から令和2年までに約7万人減少している。一方、県総人口は、平成7年までは増加傾向にあったが、それ以降は減少に転じている。

県総人口に占める過疎地域の割合も減少傾向にあり、昭和55年の20.1%に対し、平成7年には17.6%、令和2年には13.7%となっており、県総人口が減少に転じる中、それ以上に過疎地域の人口減少が続いている。

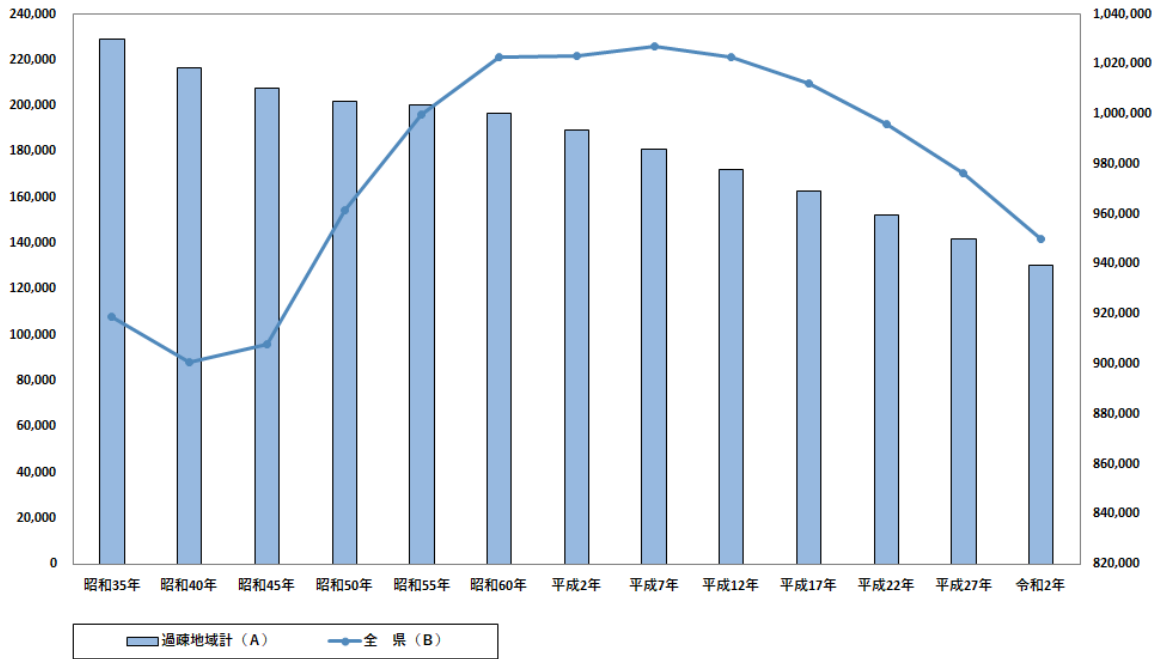
(4) 人口増減率

過疎地域の人口減少率をみると、昭和55年から平成7年までの人口減少率が9.7%であったのに対し、昭和55年から令和2年までの減少率は34.9%となっており、大幅に拡大している。

これに対し、全県では、昭和55年から平成7年までの人口増加率が2.7%、昭和55年から令和2年までの人口増加率は5.0%となっている。

過疎地域人口（人）

全県人口（人）



(単位：人)

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高松市旧塩江町地域	6,739	5,860	5,301	4,838	4,598	4,240	3,980	3,727	3,640	3,445	3,074	2,750	2,202
観音寺市旧豊浜町地域	11,246	10,764	10,235	10,237	10,244	10,266	9,674	9,371	9,001	8,554	7,995	7,440	7,175
さぬき市旧津田町、旧大川町地域	18,782	18,399	21,019	17,676	17,580	17,231	16,641	15,885	15,347	14,095	13,204	12,074	10,869
東かがわ市	44,428	44,577	42,572	43,049	43,110	42,446	40,875	39,226	37,760	35,929	33,625	31,031	28,279
三豊市旧詫間町、旧仁尾町、旧財田町地域	34,377	31,808	30,453	30,832	31,122	30,989	30,013	29,064	27,195	26,247	24,883	23,346	21,379
土庄町	24,879	23,514	22,037	21,521	21,398	20,752	20,191	19,074	17,711	16,411	15,123	14,002	12,846
小豆島町	27,567	25,576	23,448	22,519	22,170	21,433	20,455	19,700	18,303	17,257	16,152	14,862	13,870
直島町	7,382	6,378	6,007	5,643	5,302	5,034	4,671	4,162	3,705	3,538	3,325	3,139	3,103
綾川町旧綾上町地域	10,891	9,568	8,605	8,172	8,094	7,920	7,531	7,124	6,943	6,507	5,979	5,470	4,894
琴平町	14,839	14,286	14,324	14,153	13,807	13,323	12,632	12,002	11,335	10,747	9,967	9,186	8,468
まんのう町	27,887	25,620	23,674	23,221	23,049	23,075	22,497	21,756	20,969	19,896	19,087	18,377	17,401
計 (A)	229,017	216,350	207,675	201,861	200,474	196,709	189,160	181,091	171,909	162,626	152,414	141,677	130,486
全県 (B)	918,867	900,845	907,897	961,292	999,864	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890	1,012,400	995,842	976,263	950,244
A/B (%)	24.9	24.0	22.9	21.0	20.1	19.2	18.5	17.6	16.8	16.1	15.3	14.5	13.7

(注) 国勢調査による

b 人口増減率

(単位：%)

区分	本来要件 (長期)	本来要件 (中期)	本来要件 (55年)	R2 国調要件 (長期)	R2 国調要件 (中期)
	H27/S50	H27/H2	H27/S35	R2/S55	R2/H7
高松市旧塩江町地域	▲ 43.2	▲ 30.9	▲ 59.2	▲ 52.1	▲ 40.9
観音寺市旧豊浜町地域	▲ 27.3	▲ 23.1	▲ 33.8	▲ 30.0	▲ 23.4
さぬき市旧津田町地域、大川町地域	▲ 31.7	▲ 27.4	▲ 35.7	▲ 38.2	▲ 31.6
東かがわ市	▲ 27.9	▲ 24.1	▲ 30.2	▲ 34.4	▲ 27.9
三豊市旧詫間町地域、仁尾町地域、財田町地域	▲ 24.3	▲ 22.2	▲ 32.1	▲ 31.3	▲ 26.4
土庄町	▲ 34.9	▲ 30.7	▲ 43.7	▲ 40.0	▲ 32.7
小豆島町	▲ 34.0	▲ 27.3	▲ 46.1	▲ 37.4	▲ 29.6
直島町	▲ 44.4	▲ 32.8	▲ 57.5	▲ 41.5	▲ 25.4
綾川町旧綾上町地域	▲ 33.1	▲ 27.4	▲ 49.8	▲ 39.5	▲ 31.3
琴平町	▲ 35.1	▲ 27.3	▲ 38.1	▲ 38.7	▲ 29.4
まんのう町	▲ 20.9	▲ 18.3	▲ 34.1	▲ 24.5	▲ 20.0
計	▲ 29.8	▲ 25.1	▲ 38.1	▲ 34.9	▲ 27.9
全県	1.6	▲ 4.6	6.2	▲ 5.0	▲ 7.5

(注) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における過疎地域の要件に係る人口増減率

イ 年齢階層別人口

(ア) 過疎地域と全県の比較

令和2年国勢調査により、過疎地域と全県の人口構成比を比較すると、65歳以上の比率が全県の31.9%に対し、過疎地域では41.6%と高くなっており、県内でも高齢化が先行した人口構成となっている。

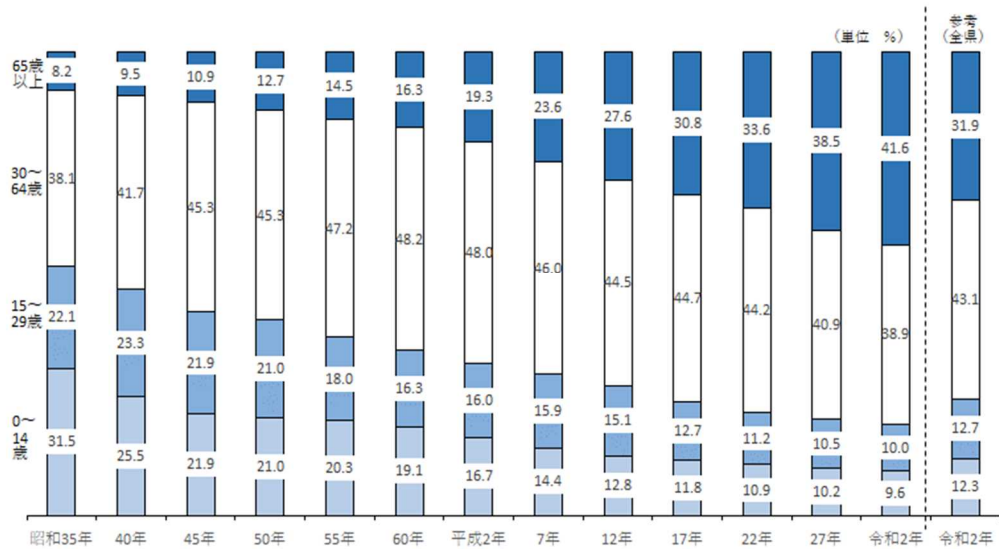
(イ) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の昭和55年から令和2年までの間の年齢階層別人口の推移をみると、0～14歳の階層は40,765人から12,433人（減少率69.5%）と大幅に減少し、全体に占める割合も20.3%から9.6%と大きく減少している。また、生産年齢人口である15～64歳の階層は、130,605人から63,390人（減少率51.5%）に減少している。

これに対し、65歳以上の高齢者階層は、29,080人から54,014人（増加率85.7%）へと大幅に増加し、全体に占める割合も14.5%から41.6%へと大きく上昇している。

過疎地域においては、依然として若年層を中心とした人口流出が続いており、これに伴い、高齢化の顕著な進行がみられる。

a 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



(単位: 人、%)

区分	過疎地域																全県													
	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和2年			
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
0～4歳	18,094	7.9	14,868	6.9	13,439	6.5	14,088	7.0	12,492	6.2	10,430	5.3	8,319	4.4	6,967	3.8	6,340	3.7	5,522	3.4	4,562	3.0	4,029	2.8	3,326	2.6	33,402	3.6		
5～9	23,397	10.2	17,580	8.1	14,693	7.1	13,639	6.8	14,552	7.3	12,649	6.4	10,578	5.6	8,526	4.7	7,125	4.1	6,495	4.0	5,666	3.7	4,780	3.4	4,334	3.3	38,999	4.2		
10～14	30,759	13.4	22,706	10.5	17,316	8.3	14,645	7.3	13,721	6.8	14,515	7.4	12,714	6.7	10,594	5.9	8,519	5.0	7,094	4.4	6,434	4.2	5,587	3.9	4,773	3.7	41,356	4.5		
(0～14)	(72,250)	(31.5)	(55,154)	(25.5)	(45,448)	(21.9)	(42,372)	(21.0)	(40,765)	(20.3)	(37,594)	(19.1)	(31,611)	(16.7)	(26,087)	(14.4)	(21,984)	(12.8)	(19,111)	(11.8)	(16,662)	(10.9)	(14,396)	(10.2)	(12,433)	(9.6)	(113,757)	(12.3)		
15～19	19,364	8.5	23,842	11.0	17,646	8.5	14,751	7.3	13,002	6.5	12,551	6.4	12,942	6.8	11,131	6.1	9,033	5.3	7,086	4.4	6,035	4.0	5,679	4.0	4,881	3.8	42,535	4.6		
20～24	14,792	6.5	13,348	6.2	15,589	7.5	12,276	6.1	10,518	5.2	9,158	4.7	8,497	4.5	9,244	5.1	7,658	4.5	5,853	3.6	4,770	3.1	4,072	2.9	3,932	3.0	36,475	3.9		
25～29	16,545	7.2	13,128	6.1	12,315	5.9	15,311	7.6	12,532	6.3	10,401	5.3	8,805	4.7	8,489	4.7	9,249	5.4	7,686	4.7	6,197	4.1	5,056	3.6	4,118	3.2	39,147	4.2		
(15～29)	(50,701)	(22.1)	(50,318)	(23.3)	(45,550)	(21.9)	(42,338)	(21.0)	(36,052)	(18.0)	(32,110)	(16.3)	(30,244)	(16.0)	(28,864)	(15.9)	(25,940)	(15.1)	(20,625)	(12.7)	(17,002)	(11.2)	(14,807)	(10.5)	(12,931)	(10.0)	(118,157)	(12.7)		
30～34	17,260	7.5	15,925	7.4	12,883	6.2	12,406	6.1	15,499	7.7	12,350	6.3	9,937	5.3	8,342	4.6	8,009	4.7	8,814	5.4	7,296	4.8	5,917	4.2	4,756	3.7	44,731	4.8		
35～39	14,589	6.4	16,580	7.7	15,595	7.5	12,850	6.4	12,544	6.3	15,436	7.8	12,275	6.5	9,904	5.5	8,276	4.8	7,837	4.8	8,559	5.6	7,187	5.1	5,776	4.4	51,628	5.6		
40～44	12,357	5.4	14,091	6.5	16,044	7.7	15,402	7.6	12,737	6.4	12,369	6.3	15,270	8.1	12,223	6.7	9,779	5.7	8,160	5.0	7,729	5.1	8,393	5.9	7,121	5.5	61,339	6.6		
45～49	12,597	5.5	11,945	5.5	13,721	6.6	15,798	7.8	15,092	7.5	12,608	6.4	12,110	6.4	15,071	8.3	12,081	7.0	9,676	6.0	7,978	5.2	7,639	5.4	8,311	6.4	70,820	7.6		
50～54	11,310	4.9	11,886	5.5	11,501	5.5	13,226	6.6	15,414	7.7	14,655	7.5	12,215	6.5	11,964	6.6	14,867	8.6	11,903	7.3	9,531	6.3	7,857	5.6	7,513	5.8	58,415	6.3		
55～59	10,130	4.4	10,551	4.9	11,169	5.4	11,048	5.5	12,787	6.4	15,096	7.7	14,414	7.6	11,943	6.6	11,776	6.9	14,638	9.0	11,742	7.7	9,339	6.6	7,751	6.0	54,914	5.9		
60～64	8,988	3.9	9,311	4.3	13,147	6.3	10,760	5.3	10,480	5.2	12,355	6.3	14,559	7.7	13,922	7.7	11,691	6.8	11,668	7.2	14,503	9.5	11,535	8.2	9,231	7.1	58,052	6.3		
(30～64)	(87,231)	(38.1)	(90,289)	(41.7)	(94,060)	(45.3)	(91,490)	(45.3)	(94,553)	(47.2)	(94,869)	(48.2)	(90,780)	(48.0)	(83,369)	(46.0)	(76,479)	(44.5)	(72,696)	(44.7)	(67,338)	(44.2)	(57,887)	(40.9)	(50,459)	(38.9)	(399,899)	(43.1)		
65～69	6,656	2.9	7,988	3.7	8,349	4.0	9,177	4.5	9,909	4.9	9,885	5.0	11,683	6.2	13,810	7.6	13,256	7.7	11,343	7.0	11,249	7.4	13,953	9.9	11,201	8.6	65,556	7.1		
70～74	5,402	2.4	5,471	2.5	6,625	3.2	7,242	3.6	8,089	4.0	8,993	4.6	9,070	4.8	10,862	6.0	12,751	7.4	12,421	7.6	10,576	6.9	10,681	7.5	13,203	10.2	78,076	8.4		
75～79	3,747	1.6	3,865	1.8	4,055	2.0	5,202	2.6	5,750	2.9	6,686	3.4	7,642	4.0	7,912	4.4	9,577	5.6	11,331	7.0	11,149	7.3	9,627	6.8	9,627	7.4	54,466	5.9		
80～84	2,105	0.9	2,094	1.0	2,331	1.1	2,562	1.3	3,511	1.8	4,018	2.0	4,954	2.6	5,861	3.2	6,216	3.6	7,839	4.8	9,292	6.1	9,318	6.6	8,170	6.3	42,435	4.6		
85～	925	0.4	1,171	0.5	1,257	0.6	1,478	0.7	1,821	0.9	2,549	1.3	3,142	1.7	4,324	2.4	5,699	3.3	7,189	4.4	8,948	5.9	10,827	7.7	11,813	9.1	56,000	6.0		
(65～)	(18,835)	(8.2)	(20,589)	(9.5)	(22,617)	(10.9)	(25,661)	(12.7)	(29,080)	(14.5)	(32,131)	(16.3)	(36,491)	(19.3)	(42,769)	(23.6)	(47,499)	(27.6)	(50,123)	(30.8)	(51,214)	(33.6)	(54,406)	(44.2)	(57,887)	(40.9)	(54,014)	(41.6)	(296,533)	(31.9)
合計	229,017	(100.0)	216,350	(100.0)	207,675	(100.0)	201,861	(100.0)	200,450	(100.0)	196,704	(100.0)	189,126	(100.0)	181,089	(100.0)	171,902	(100.0)	162,555	(100.0)	152,216	(100.0)	141,476	(100.0)	129,837	(100.0)	928,346	(100.0)		
年齢不詳	0	-	0	-	0	-	0	-	24	-	5	-	34	-	2	-	6	-	33	-	198	-	201	-	649	-	21,898	-		

(注) 1 国勢調査による

2 各年齢階層の構成比は、総人口から年齢不詳人口を除いた数値を母数として算出。また、各年齢階層ごとに小数点第1位で端数処理を行っているため、小計や合計の数値が一致しない箇所がある。

④ 世帯数

世帯数を平成22年から令和2年までの10年間についてみると、全県では15,588世帯、4.0%の増加に対し、過疎地域では3,051世帯、5.4%の減少となっている。

また、過疎地域の高齢者単身世帯（65歳以上の者1人のみからなる世帯）は、17.9%であり、非過疎地域（12.4%）と比べて高くなっている。

ア 過疎地域の総世帯数

(単位：世帯)

区分	総世帯数			人口増減率		
	平成22年 A	令和2年 B	増減率 (B/A*100-100)	(H22/R2)		
過疎地域	高松市旧塩江町地域	1,118	961	▲14.0	▲28.4	%
	観音寺市旧豊浜町地域	2,852	2,825	▲0.9	▲10.3	
	さぬき市旧津田町、 旧大川町地域	4,739	4,364	▲7.9	▲17.7	
	東かがわ市	12,754	11,887	▲6.8	▲15.9	
	三豊市旧詫間町、旧仁尾 町、旧財田町地域	8,663	8,234	▲5.0	▲14.1	
	土庄町	6,297	5,737	▲8.9	▲15.1	
	小豆島町	6,716	6,137	▲8.6	▲14.1	
	直島町	1,510	1,556	3.0	▲6.7	
	綾川町旧綾上町地域	1,974	1,918	▲2.8	▲18.1	
	琴平町	3,880	3,667	▲5.5	▲15.0	
	まんのう町	6,355	6,521	2.6	▲8.8	
計	56,858	53,807	▲5.4	▲14.4		
全県	390,474	406,062	4.0	▲4.6		

(注) 1 国勢調査による。

2 「総世帯数」は、一般世帯の総数である。

イ 県内の高齢者世帯数

(単位：世帯)

区分	総世帯数	高齢者世帯数		
		単身	単身以外	計
過疎地域	53,807 (100.0%)	9,633 (17.9%)	23,688 (44.0%)	33,321 (61.9%)
非過疎地域	352,255 (100.0%)	43,668 (12.4%)	107,348 (30.5%)	151,016 (42.9%)
全県	406,062 (100.0%)	53,301 (13.1%)	131,036 (32.3%)	184,337 (45.4%)

(注) 1 令和2国勢調査による。

2 「総世帯数」は、一般世帯の総数である。

3 「高齢者世帯」とは、65歳以上の世帯員のいる世帯をいう。

4 「高齢者世帯数」欄中「単身」とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

(2) 産 業

① 就業構造

令和2年における過疎地域の就業者総数は61,604人で、地域内の総人口130,486人に占める割合は47.2%となっており、昭和50年の51.1%から3.9%減少している。

昭和50年には、農業など第1次産業従事者の割合は21.6%であったのが、令和2年には8.5%と大幅に減少する一方で、第3次産業従事者の割合は昭和50年には40.3%だったものが、令和2年には59.1%を占めるに至っており、全県の傾向と同様に就業構造に変化がみられる。

過疎地域の就業構造

(単位:構成比%,就業者数人)

Table with columns for Region (区), Division (分), Year (昭和35年, 40年, 45年, 50年, 55年, 60年, 平成2年, 7年, 12年, 17年, 22年, 27年, 令和2年), and Employment Statistics (就業構造). Rows list various municipalities including 高松市, 観音寺市, さぬき市, 東かがわ市, 二豊市, 三豊市, 土庄町, 小豆島町, 直島町, 綾川町, 琴平町, まんのう町, and 全 県.

(注) ()内は就業者数、()外は就業者総数に対する構成比 (注)総数には分類不能を含むため、合計と一致しない箇所がある。

② 農 業

過疎地域においては、農業の生産活動を通じて、県土・自然環境の保全や水源のかん養などの多面的機能を発揮することによって、公益的な機能を果たしている。

また、棚田などの保全を通じた交流活動など、地域の創意工夫を凝らした特色ある農業を展開しており、この生産活動を通じて自然生態系の保全や都市住民に対する憩いの場の提供などの役割を果たしている。

経営耕地面積比率は、14 地域で 4.9%と全県の 9.1%を大きく下回っており、山林や傾斜地が多いなどの地形的な制約が影響している。

農家 1 戸当たり経営耕地面積については、14 地域で 0.59ha と全県の 0.58ha とほぼ同じで、零細・小規模な農家による自己完結型の個別経営が中心となっている。また、主副業別経営体数（個人経営体）について、令和 2 年と平成 22 年を比較すると、個人経営体数が減少する中で、農業者の高齢化に伴い、全県と同様に、副業的経営体の比率が高まっている。

過疎地域では、高齢化の急速な進行に伴い、集落機能の低下や担い手不足による耕作放棄地の増加など、農業の生産活動や地域社会の維持が困難となっており、農業の有する多面的かつ公益的な機能の低下が懸念されている。

ア 経営耕地面積等

区 分		総面積 A	経営耕地面積 B	経営耕地 面積比率 B/A	農家数 C	農家 1 戸当たり 経営耕地面積 B/C
過 疎 地 域	高松市 旧塩江町地域	8,010 ha	89 ha	1.12 %	249 戸	0.36 ha
	観音寺市 旧豊浜町地域	1,669	209	12.52	233	0.90
	さぬき市旧津田町、 旧大川町地域	4,826	385	7.98	690	0.56
	東かがわ市	15,286	900	5.89	1,299	0.69
	三豊市旧詫間町、 旧仁尾町、 旧財田町地域	9,374	630	6.72	1,052	0.60
	土庄町	7,438	149	2.00	430	0.35
	小豆島町	9,559	124	1.30	434	0.29
	直島町	1,422	5	0.35	34	0.15
	綾川町 旧綾上町地域	7,120	410	5.76	622	0.66
	琴平町	847	117	13.81	227	0.52
	まんのう町	19,445	1,165	5.99	1,782	0.65
	計	84,996	4,183	4.92	7,052	0.59
全 県	187,691	17,132	9.13	29,222	0.58	

(注) 1 「総面積」は、「令和 4 年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。

ただし、直島町の面積は、境界の一部が未定のため、参考値である。また、高松市旧塩江町地域、観音寺市旧豊浜町地域、三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域並びに綾川町旧綾上町地域は、「平成 17 年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)、さぬき市旧津田町及び旧大川町地域の面積は、「平成 14 年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。

2 「経営耕地面積」及び「農家数」は、「2020 年農林業センサス」による。

イ 主副業別経営体数

(単位：戸 (平成 22 年)、経営体 (令和 2 年))

区 分		平成 22 年 A	令和 2 年 B	増減率 (参考値) (B/A*100-100)	
過疎地域	高松市 旧塩江町地域	主業経営体	16	11	▲ 31.3%
		準主業経営体	47	11	▲ 76.6
		副業的経営体	123	74	▲ 39.8
		計	186	96	▲ 48.4
	観音寺市 旧豊浜町地域	主業経営体	68	47	▲ 30.9
		準主業経営体	70	23	▲ 67.1
		副業的経営体	122	95	▲ 22.1
		計	260	165	▲ 36.5
	さぬき市 旧津田町、 旧大川町地域	主業経営体	54	27	▲ 50.0
		準主業経営体	115	39	▲ 66.1
		副業的経営体	455	359	▲ 21.1
		計	624	425	▲ 31.9
	東かがわ市	主業経営体	152	91	▲ 40.1
		準主業経営体	210	66	▲ 68.6
		副業的経営体	882	607	▲ 31.2
		計	1,244	764	▲ 38.6
	三豊市 旧詫間町、 旧仁尾町、 旧財田町地域	主業経営体	173	105	▲ 39.3
		準主業経営体	178	81	▲ 54.5
		副業的経営体	503	406	▲ 19.3
		計	854	592	▲ 30.7
土庄町	主業経営体	44	28	▲ 36.4	
	準主業経営体	40	9	▲ 77.5	
	副業的経営体	118	100	▲ 15.3	
	計	202	137	▲ 32.2	
小豆島町	主業経営体	40	21	▲ 47.5	
	準主業経営体	24	14	▲ 41.7	
	副業的経営体	102	94	▲ 7.8	
	計	166	129	▲ 22.3	
直島町	主業経営体	0	0	—	
	準主業経営体	0	0	—	
	副業的経営体	0	0	—	
	計	0	0	—	
綾川町 旧綾上町地域	主業経営体	38	24	▲ 36.8	
	準主業経営体	128	48	▲ 62.5	
	副業的経営体	480	327	▲ 31.9	
	計	646	399	▲ 38.2	
琴平町	主業経営体	20	20	0.0	
	準主業経営体	47	12	▲ 74.5	
	副業的経営体	65	62	▲ 4.6	
	計	132	94	▲ 28.8	
まんのう町	主業経営体	150	86	▲ 42.7	
	準主業経営体	507	160	▲ 68.4	
	副業的経営体	1,108	831	▲ 25.0	
	計	1,765	1,077	▲ 39.0	
計	主業経営体	755	460	▲ 39.1	
	準主業経営体	1,366	463	▲ 66.1	
	副業的経営体	3,958	2,955	▲ 25.3	
	計	6,079	3,878	▲ 36.2	
全 県	主業経営体	3,051	1,752	▲ 42.6	
	準主業経営体	5,563	1,826	▲ 67.2	
	副業的経営体	16,350	12,445	▲ 23.9	
	計	24,964	16,023	▲ 35.8	

(注) 1 「2020年農林業センサス」による。

2 統計方法の変更により、令和2年は個人経営体に係る数、平成22年は販売農家に係る数を記載しているため、単純比較はできない。

③ 林業

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等林産物の供給に加え、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有しており、特に、森林の占める割合が高い過疎地域においては、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、間伐などの適切な森林整備が求められている。

これまで、治山事業、森林荒廃地緊急整備事業などによる公的森林整備の実施や、造林補助事業、森林・竹林整備緊急対策事業を活用した森林所有者自身が行う林業生産活動を支援してきたが、木材価格の低迷と林業労働者の減少や高齢化などにより、林業生産活動は長期的に低迷している。

一方、森林には、県民の森林に対するニーズの多様化に対応した、森林景観や憩いの場の提供など、重要な生活環境保全機能を有するみどりの資源としての期待が高まっている。

④ 漁業

漁船漁業では、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、たこつぼなわ漁業等多様な漁法が営まれている。特に、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市沖では、機船船びき網漁業が盛んである。

養殖業では魚類養殖が、さぬき市、東かがわ市、直島町で、カキ養殖が、さぬき市、三豊市で、また、ノリ養殖が、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町で行われている。

これらの地域の沿岸域では、藻場造成等の漁場整備や、クルマエビ、ヒラメ、キジハタ等の種苗放流を地元漁業者の要望等により進めているが、漁場環境の悪化等により、水産資源が減少している。また、魚類等の食害や、海域の栄養塩不足によりノリ養殖業も低迷している。さらに、漁業者の高齢化、担い手不足も進行しており、漁業地域の活力は低下している。

山間部においては、大きな水系がなく、内水面においては、ため池を中心に水産動植物の採捕やフナの養殖業が行われている。ため池での養殖業はカワウ等による食害の影響を受けている。

⑤ 地場産業

過疎地域における地場産業は、土庄町及び小豆島町においては、醤油、佃煮、手延べそうめんの産地が形成されているほか、小豆島の特産品であるオリーブの加工も盛んに行われている。東かがわ市では、手袋の産地が形成されるとともに、醤油製造業も立地している。綾川町旧綾上町地域には、酒造業や冷凍食品加工業などが、琴平町にはうどん製造業や酒造業などが、まんのう町にはうどん製造業や縫製品製造業などが立地している。

地場産業は全体的に、新商品、新技術の開発等が難しいうえ、就業者の高齢化、後継者不足が課題となっている。

⑥ 商業

琴平町は、「讃岐のこんぴらさん」で全国的に知られた県内屈指の観光地であり、金刀比羅宮の門前に集積する土産物店や生活関連の商店街を中心市街地に擁しているが、近年、空き店舗が目立ってきている。

土庄町及び小豆島町については、土庄港などの港や役場周辺に、また、東かがわ市については、三本松などJRの駅周辺に、生活関連の商店街が形成されているが、同町及び同市のその他の地域においては、商業集積といえるものはほとんどなく、商店は点在している。

その他市町の過疎地域においても、商業集積といえるものはほとんどなく、商店は点在している。

いずれの地域においても、生活関連の商店を利用する顧客は、ほとんどが地元の固定客であり、品揃えなども十分とは言えない。

このため、特に若い世代は、魅力ある店舗を求めて他の市町へ買物に出かけており、周辺市町への大規模小売店舗の進出や車社会への移行がそれを後押ししている。

⑦ 工業

本県の企業立地は、昭和40年代の高度経済成長期における臨海工業団地への基礎素材型を中心とする大型工場の立地と、平成元年前後の瀬戸大橋や高速道路の近隣への加工組立型工場、物流施設などの進出ラッシュの2回のピークがあった。

過疎地域における工業団地の状況は、観音寺市旧豊浜町地域に3団地、さぬき市旧津田町地域に1団地、東かがわ市に7団地、三豊市旧詫間町地域に4団地、同市旧仁尾町地域に1団地、同市旧財田町地域に2団地、綾川町旧綾上町地域に4団地、まんのう町に5団地が整備されて以降、地形等自然的条件及び市町の財政規模等から、独自の工業団地の整備は行われていない。

⑧ 観光

近年の観光を取り巻く環境は、団体旅行から個人旅行へのシフトや、インターネット環境やSNSの普及などに伴い観光ニーズが個性化、多様化するなど、大きく変化している。

過疎地域においても、変化する観光ニーズに対応しながら、魅力的で特色のある観光地づくりを行うことが求められており、地域が有する観光資源の効果的な活用が課題となっている。

(3) 交通通信体系、生活環境等

① 交通

過疎地域における道路は、都市や地域内拠点への時間短縮等を図るべく整備に努めた結果、基幹道をはじめとして、かなり改善されたが、全県に比べて、県道及び市町道の改良率が低く、また、地域によって格差がある。

公共交通機関である路線バスは、マイカー等の普及と人口の減少により、利用者が低迷しており、路線の休・廃止、減便、事業者の撤退など、厳しい状況が続いている。

道路の整備状況

(単位：%)

区分	県道		市町道		
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	
過疎地域	高松市旧塩江町地域	49.6	100.0	44.5	99.8
	観音寺市旧豊浜町地域	100.0	100.0	67.8	97.6
	さぬき市旧津田町、旧大川町地域	89.5	100.0	71.9	94.9
	東かがわ市	76.8	99.4	65.2	97.3
	三豊市旧詫間町、旧仁尾町、旧財田町地域	91.2	100.0	56.8	95.7
	土庄町	92.5	100.0	31.7	85.4
	小豆島町	78.8	100.0	55.6	94.8
	直島町	73.3	100.0	31.7	86.5
	綾川町旧綾上町地域	82.3	100.0	67.6	99.9
	琴平町	76.4	100.0	48.8	94.0
	まんのう町	78.3	100.0	48.5	91.8
	全域	80.8	99.9	54.9	94.2
全県	85.9	99.9	63.0	95.3	

(注) 1 令和3年4月1日現在
2 「県道」は、大規模自転車道を含まない。

② 通信・情報化

過疎地域においても、超高速ブロードバンドが利用できるほか、地上デジタル放送の難視聴が解消し、移動体通信サービスの区域拡大もほぼ完了している。

③ 水 道

過疎地域における水道は、水道事業の広域化や簡易水道事業の統合によって、相当の普及が図られたが、なお多くの地域では、全県の平均に比べて整備の遅れがみられる。

過疎地域のうち、高松市旧塩江町地域、綾川町旧綾上町地域及びまんのう町の中山間部などには水道が布設されていない地域がある。

また、未普及地域においては、井戸水や湧水に依存している地域も多く、良質な水の安定確保ができるよう飲料水供給施設などの維持管理を行っている。

水道普及率

区 分		平成22年度末	令和2年度末
過 疎 地 域	高松市旧塩江町地域	79.4 %	77.9 %
	観音寺市旧豊浜町地域	98.7	98.9
	さぬき市旧津田町、旧大川町地域	99.1	99.3
	東かがわ市	98.8	99.3
	三豊市旧詫間町、旧仁尾町、 旧財田町地域	98.3	98.5
	土庄町	99.0	99.3
	小豆島町	98.1	98.6
	直島町	98.1	99.9
	綾川町旧綾上町地域	95.6	96.7
	琴平町	99.9	100.0
	まんのう町	97.6	97.8
全 県	99.2	99.6	

④ ごみ・し尿処理

ごみ・し尿の処理については、引き続き適正処理が行えるよう処理体制を確保する必要がある。

また、過疎地域を上流部とする河川は、地元はもとより、下流域にある市町の水道水源として利用されており、水質汚染の主な原因である生活雑排水対策として下水道、合併処理浄化槽などの整備を早急に進めることが課題となっている。

⑤ 消防・防災

消防体制は、単独設置の消防（局）本部（高松市旧塩江町地域）、一部事務組合方式の消防本部（観音寺市旧豊浜町地域、さぬき市旧津田町及び旧大川町地域、東かがわ市、三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域、土庄町、小豆島町、琴平町並びにまんのう町）、事務委託方式（綾川町旧綾上町地域）により常備体制が確立されているほか、各市町消防団（直島町は消防団のみ設置）により非常備の消防体制が確立されている。今後はさらに体制の充実を図るとともに、広域的な連携を強化し、大規模災害等への対応能力を強化する必要がある。

消防団においては、特に山間部及び島しょ部における若年層の人口の流出や高齢化による新入団員の確保難、周辺市町への就労による消防団員の昼間不在等が問題となっている。

また、地域の防災力を高めるためには、今後、地域住民による自主防災組織の強化拡充を図るとともに、自力避難が困難な高齢者等の避難行動要支援者や災害時に孤立する可能性のある集落に対して、迅速かつ的確な対応を図る体制を整備する必要がある。

消防施設の整備については、ポンプ車、小型動力ポンプ等の消防施設、防火水槽、消火栓等の消防水利の整備が進められてきており、さらに整備を促進する必要がある。

救急体制については、消防の常備化に伴い、体制の確立が図られたが、さらに救急需要の増加に対処するとともに、高齢化等に伴う疾病構造の変化に対応できるよう、救急業務の高度化を図る必要がある。

⑥ 児童及び高齢者等の保健及び福祉

過疎地域における児童福祉施設のうち、保育所は、出生率の低下に伴い、入所児童数が減少傾向にあり、保育所運営が難しくなっているほか、施設の老朽化などによる改築、修繕等の整備の必要性が生じていると同時に、地域における児童の健全育成の拠点となる児童館については、地域の実情に応じたあり方を検討する必要がある。

また、急速に高齢化が進む中、高齢者が健康を保持し、生涯にわたっていきいきと暮らせる社会を築くことが課題となっている。過疎地域の介護保険サービスについては、民間事業者の参入が不十分であり、需要に見合う居宅サービスの供給の確保が必要であり、同時に、高齢者の自立支援に資するため、元気な時からの健康づくりや要介護等状態にならないための介護予防（健康長寿づくり）の取組みも必要である。

⑦ 医療

過疎地域では、へき地診療所の整備や、へき地医療拠点病院による巡回診療及びへき地診療所への代理診療医師の派遣などは順次改善されているが、なお、無医地区が存在している。

また、医師が存在する地域においても、医師の高齢化に伴う後継者の確保問題が顕在化している。

⑧ 義務教育

過疎地域の小中学校は、少子化の進行や人口の流出に伴う児童生徒数の減少によって、小規模化が進んでおり、各市町において、地域の実情を踏まえ、学校の再編整備等の計画が検討されている。

⑨ 社会教育

過疎地域における社会教育施設のうち、公民館については、公民館類似施設を含め各地域に設置されているが、施設の老朽化に伴う改築や施設機能の充実が課題となっている。

また、図書館については、14 地域中 8 地域に市町立図書館が設置されているが、地域の実情に応じた施設整備や他地域との連携を含めた図書館機能の充実が求められている。

公民館・図書館の設置数

区 分	公民館数	図書館数
過疎地域	61 (16)	8
高松市旧塩江町地域	0 (1)	0
観音寺市旧豊浜町地域	1	1
さぬき市旧津田町、旧大川町地域	3	0
東かがわ市	4 (13)	1
三豊市旧詫間町、旧仁尾町、旧財田町地域	11	2
土庄町	7 (1)	1
小豆島町	19 (1)	1
直島町	1	0
綾川町旧綾上町地域	5	1
琴平町	3	0
まんのう町	7	1

(注) 公民館数については令和 4 年 1 月 1 日現在、図書館数については令和 4 年 4 月 1 日現在

() は、公民館類似施設数で外数

⑩ 文化芸術振興

地域固有の生活文化や芸能の振興は、高齢者と若い世代との間の交流を促すとともに、コミュニティのアイデンティティを確認する契機ともなり得るものである。地域内の祭礼や伝統芸能といった多様な文化芸術活動の促進と継承の機会を確保するほか、各活動の発展的創造を担う人材や文化団体を育成することが必要である。

また、これと並行して、文化芸術活動の場となる歴史的景観を保全し、次世代に伝える仕組みの構築を、まちづくりの観点から促進することも課題である。

さらに、大都市圏に比べて文化芸術に親しむ機会が少ないことに加えて、新しい生活様式のもと文化芸術等の分野にも制約が生じている中で、過疎地域の既存の公立文化施設を、文化芸術活動や伝統文化の継承の拠点、学びや活動発表の場として、有効活用することが一層求められている。

(4) 過疎対策事業の実績

これまで、過疎地域における地理的及び社会的制約を克服するとともに、地域社会の活力を取り戻すため、また、伝統文化や自然環境などの地域資源を有する過疎地域の活性化を図るため、交通通信施設の整備など各種事業を総合的かつ計画的に実施してきた。

県及び関係市町における過疎対策事業の実績は、次のとおりである。

(単位：百万円)

区 分		期 間	
		平成 22 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～令和 2 年度
市 町 計 画	高松市旧塩江町地域	5,082	1,701
	東かがわ市	66,359	54,193
	土庄町	14,850	16,597
	小豆島町	9,307	7,661
	直島町	4,071	2,970
	綾川町旧綾上町地域	2,726	2,492
	琴平町	2,539	4,495
	まんのう町	8,909	6,981
	計	113,843	97,091
県計画		27,288	17,392

(注) 観音寺市旧豊浜町地域、さぬき市旧津田町及び旧大川町地域並びに三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域は令和3年4月1日施行「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により新たに指定されたため、令和2年度までの実績なし。

(注) 端数処理のため、合計値が一致しない箇所がある。

2 過疎地域の持続的発展の課題

(1) 本格的な人口減少社会の到来

我が国の人口減少と高齢化は、予測を上回るスピードで急速に進行している。本県の総人口も、国勢調査ベースで平成7年をピークに減少傾向が続いており、今後も引き続き減少するとともに、高齢化が一層進行すると見込まれている。

地域の担い手である若年層の減少と高齢者の増加は、地域社会に大きな変化をもたらすことが予想され、特に過疎地域においては、著しい人口減少と高齢化の同時進行により、生活・生産基盤の弱体化を招き、健全な地域社会の維持が困難となることが懸念される。

本格的な人口減少社会が到来し、労働力人口の変化、福祉水準と負担のあり方、地域社会の再編など、これまでの成長社会における社会構造や人々の意識には大きな変革が求められている。

このような中、近年における過疎地域への移住者の増加や情報通信技術を活用した働き方の変化など過疎地域の課題解決に資する動きも起こりつつある。

また、健康で活動的な高齢者が増えている中、地域社会の貴重な人材である高齢者が、豊富な知識と経験を生かして、地域づくりや産業活動に参加できるような仕組みづくりや外部の人材に地域づくりの担い手として関わってもらい取組みも必要となっている。

本格的な人口減少社会において、高齢化が先行している過疎地域は、これからの地域づくりの先駆的なモデルとしての役割も期待されている。

(2) 情報通信技術の利活用

情報通信技術が飛躍的に発展し、これらの利活用が地域課題の解決につながることを期待されていると同時に、デジタル社会への要請は一層高まっている。

過疎地域においても、情報通信技術の利活用が地域課題の解決及び居住地や勤務地の選択可能性の拡大に資するものと考えられるため、過疎地域の特性に応じた情報化を推進する必要がある。

(3) 人と自然が共生する社会の形成

今日、社会・経済活動の拡大に伴う、大量生産、大量消費、大量廃棄により、身近な生活環境だけでなく、水資源、森林、生態系などの自然環境や地球環境の保全までもが憂慮される状況となっている。

こうした中、過疎地域は、農地や農業用施設の保全管理、森林の保全を通して自然環境を守り、下流域における土砂災害の防止、水源のかん養、安全・安心な食料供給、二酸化炭素の吸収などの多面的・公益的機能を有するとともに、都市部では失われつつある豊かな自然環境や景観を提供し、人々に癒しをもたらす側面も有している。

過疎地域の豊かな自然環境、再生可能エネルギー、安全で豊富な食料等の地域資源を最大限に活用し、自然環境の恵みを将来の世代に引き継ぐことができるよう、人と自然の共生を基本としつつ、社会・経済活動や地域のあり方、暮らし方を根本的に見直し、人と自然が共生する社会を形成していくことが求められている。

また、過疎地域の多面的・公益的機能に対する県民の理解を形成し、過疎地域と都市地域が相互に支え合う社会の形成が重要である。

(4) 地域コミュニティの再生

人口減少が進行しており、地域活力の維持・向上には、これまで以上に、地域の主体的な取組みが求められる中、過疎地域のように人口減少と高齢化が著しい地域においては、地域コミュニティ機能や地域活力の低下が懸念されている。また、地域の担い手が減少する中、地域コミュニティの重要性はますます高まっている。

今後の地域づくりに当たっては、多様な機能を有する地域コミュニティづくりを促進するとと

もに、地域住民、NPO、ボランティア、企業、行政など多様な主体が、地域の課題を自ら発見し解決することを通じて公共を担う仕組みづくりが必要である。

また、こうした多様な主体が行政と連携しながら、それぞれの地域に特有の自然、景観、産品などの地域資源を生かし、産業振興、農地や森林の保全、有形・無形の地域文化や伝統芸能の継承、集落の維持・活性化に取り組むことにより、地域の活力の向上及び持続可能な地域社会の形成を図ることが求められている。

さらに、集落の維持・活性化を図るためには、地域活動を担い、リードする原動力となる人材が必要であり、外部からの人材の誘致や地域における人材の育成を図り、地域資源等を活用した取組みなど地域活力の向上に向けて、人材力を結集していくことが重要である。

3 過疎地域の持続的発展の基本的方向

過疎地域においては、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以降、4次にわたる時限立法に基づき総合的な対策を推進した結果、各種公共施設等の整備が進み、生活・交流基盤整備対策や産業振興対策等で一定の成果がみられたものの、引き続き人口減少と著しい高齢化、雇用問題、医師不足、維持困難な集落の問題など依然として多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、引き続き、地域格差の是正に取り組み、過疎地域の住民の安全・安心な暮らしの確保を図る必要がある。

一方、本格的な人口減少社会の到来や価値観・ライフスタイルの多様化、地球環境問題の顕在化など、時代の潮流の大きな変化の中、過疎地域は自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成など多面にわたる機能を有し、県民の生活に豊かさと潤いを与える重要な役割を担っている。

豊かな自然環境や広い空間を有する過疎地域において、多様な居住・生活様式を実現できる新しい生活空間を創造することにより、過疎地域の住民だけでなく、都市の住民にとっても豊かな生活を実現することが可能となる。

また、過疎地域において、幅広い世代の人々が豊かな自然環境の中で健康で生きがいを持ち、安全・安心に暮らせる地域社会を構築することは、人口減少社会における先駆的なモデルとなるものである。

大きく変化しつつある時代の潮流を踏まえ、全県的な視野に立ち、過疎地域の新たな価値や役割を認識し、過疎地域がそれぞれの個性や地域資源を最大限に活用して自立することができるよう、人と自然が共生する持続可能な生活空間の実現に向けた取組みを進める必要がある。

このため、引き続き、地域格差の是正を通じ、過疎地域における「安全・安心な暮らしの確保」を図るとともに、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を生かした地域活力の向上を通じ、人と自然が共生する「誇りの持てる地域づくり」に取り組むことを過疎地域の持続的発展の基本的方向とし、各種施策を展開する。

(1) 地域格差の是正 — 安全・安心な暮らしの確保 —

道路、生活排水処理、医療、情報通信基盤などの生活の基盤的分野における過疎地域と他地域との格差は、相当程度縮小してきたとはいえ、いまだ解消されていない状況にある。こうした生活基盤の整備は、過疎地域におけるナショナルミニマムの確保や都市との交流を促進していくためにも重要であり、引き続き、着実に推進していく必要がある。同時に、こうしたハード面の整備と合わせて、地域を支える人材の育成や支援・確保などのソフト面からの施策展開も必要である。

また、高齢化が進み、人と人とのつながりが一層重視される今後は、日々の暮らしに安心をもち、生きがいをも創り出す地域コミュニティの再生を図るとともに、人々の心を癒し、ゆとりと優しいおいを与える自然環境の維持・保全を図り、人々が安心して暮らせる地域づくりを進める必要がある。

こうした過疎地域における生活の基礎的基盤の整備やハード面の整備効果を生かすためのソフト施策の展開、地域コミュニティの再生などを通じて、住民の安全・安心な暮らしを確保することにより、過疎地域の持続的な発展を支援することが重要である。

(2) 個性豊かな地域社会の形成 — 誇りの持てる地域づくり —

都市部への過度の人口集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、過疎地域の持つ役割は一層重要なものとなっている。

一方で、過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組み等過疎地域の活性化に資する動きがみられ、これらの動きを最大限に活用して、産業の振興、移住・交流の促進、地域コミュニティの再生など、地域が一体となって個性豊かで誇りの持てる地域づくりを進めていくことが重要である。

地域住民自らが地域資源の価値に気付くことで、地域住民の自覚や誇りを醸成していくとともに

に、過疎地域とその他の地域がお互いに認め合い、支え合い、交流を深めながら、県民全体で個性豊かで自立的な地域社会を構築していくことが重要である。

また、過疎地域を交流による滞在者の生活の場として、また、高齢社会のモデル地域として整備することは、都市住民に生きがいや自己実現のための新しいライフスタイルを実現する場を提供することにもつながる。

4 過疎地域の持続的発展に向けた取組み方針

(1) 少子・高齢社会に対応した地域づくり

わが国の高齢化は、世界に例をみないスピードで進行している。特に本県においては、高齢化率が全国平均を上回って推移しており、今後ますます高齢化が進むと予想されている。

特に、過疎地域では高齢化の進行が顕著であることから、過疎地域における生活基盤の充実を図るため、生活の基礎的分野の格差是正に取り組むとともに、高齢者が快適な生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の水準の向上に取り組む必要がある。

また、高齢化の著しい進行とともに、少子化に伴う就学前児童数の減少が引き続き見込まれることから、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや、子どもが健やかに成長・発達する環境づくりに取り組むことも必要である。

(2) 多様な起業と人材育成による地域経済の活性化

高度情報化の進展や交通基盤の充実を背景に、働く場所や居住地の制約が小さくなってきており、加えて、企業におけるテレワークの導入が進んでいることや、地方移住への関心が高まっていることなどから、地域経済活性化の原動力となる人材を外部から誘致できる可能性が拡大している。

また、過疎地域においても、魅力ある地域資源や高齢者などの豊富な知識と経験を生かして、小規模ではあっても、新商品の開発などにより新しい事業展開がなされ、地域住民が主体となり、自らの地域活動を事業として展開するコミュニティ・ビジネスなどの成熟社会に対応した新しい就業形態も生まれつつあることから、こうした活動の積み重ねにより地域経済の活性化を図ることが重要となっている。

このため、情報通信基盤等の整備を促進するとともに、地域間交流などの機会を設けて、地域の特性や優位性を広くアピールするなど、地域経済活性化の原動力となる人材の誘致や育成に向けたソフト面からの取組みを促進する必要がある。

(3) 移住・交流の促進

人々の価値観は、人と自然との共生や人と人とのふれあいなど、心の豊かさを重視する方向に変化している。都市生活における自然に親しむ機会の減少や働くスタイルの多様化などを背景に、生活のスタイルやリズムが変化し、自然とのふれあいを求める自然志向の高まりが見られ、自由時間を過ごしたり、子どもを育てる場として、自然の豊かな地域を高く評価する人々が増加している。

今日では、地球環境や人間の健康を最優先し、持続可能な社会生活を心がける新しいライフスタイルも普及しつつあり、こうした観点から、過疎地域には、真にゆとりある多様な交流と生活を実現する場として大きな期待が寄せられるとともに、田園回帰志向が高まっている中、都市から地方への移住・交流の可能性が拡大している。

こうした状況を踏まえ、県民だれもがどこでも、豊かで充実した生活を送ることができるよう、個性的で魅力ある地域づくり、快適な生活環境づくり及び交流基盤づくりを進め、都市と地方が相互に補完し合う中で、県民がそれぞれの地域の良さをともに享受できる取組みを進めることが必要である。

官民連携による移住・交流に係る受入体制づくりなどの取組みを行い、人の流れを変え、U J I ターンの増加を図ることが求められる。

(4) 地域社会を構成する多様な主体の参画と協働

過疎地域の持続的発展は、地域住民自らが地域のことを考え、地域の魅力を発見し、地域の特性を生かしつつ、創意工夫を凝らして、自主的かつ主体的に取り組むことが重要である。

また、過疎地域には、自然、歴史、文化など、さまざまな魅力ある資源が数多く存在している。過疎地域における施策の展開に当たって、こうした地域資源を最大限に生かすためには、道路や公

共施設など、これまで整備してきた施設の有効活用を図ることや、地域住民、NPO、ボランティア、企業、行政など地域社会を構成する多様な主体の参画と協働を図ることが必要である。

(5) 広域的な取組み・周辺地域との連携

高度情報化の進展や高速交通体系の整備等により、さまざまな分野における広域的な交流や連携が活発化する一方で、地域間競争が激化する中、過疎地域の活力の低下が懸念される。

また、住民に身近なサービスを提供する市町行政に対するニーズは高度化・多様化しており、今後の過疎対策に当たっては、住民の多様な意向に応え、質の高いサービスを提供するため、定住自立圏や連携中枢都市圏など広域的な連携も視野に入れつつ、施策の連携や役割分担を行うなど、市町の境界にとらわれない、住民の視点に立った取組みが求められている。

特に、具体的な施設整備やソフト施策の実施に当たっては、広域的な経済社会生活圏内の拠点となる都市的地域との連携を図り、圏域内の一体的な施設整備や施策の整合性の確保など広域的な視点に留意しながら、都市を含めた圏域全体の活性化を図る必要がある。

5 各地域における持続的発展の基本的方向

(1) 高松市旧塩江町地域

子どもから高齢者まで生活の豊かさを実感し、いきいきと安心して暮らせる、教育や医療の充実した地域を目指し、「自助・共助・公助」の原則のもと、水と緑の豊かな自然環境の保全に努め、豊かな地域資源を生かした観光・レクリエーションの振興を図る。

また、過疎地域を新たな居住地として志向する人々も視野に入れ、都市にはないゆとりと活力に満ちた居住の場として、魅力的な生活空間の創造を図る。

さらに、基幹産業である農林業のうち農業については、集落営農の推進や担い手への農地集積を図る一方、中山間地域等直接支払制度の実施や地区猟友会と連携した有害鳥獣対策により、農地の保全などを図るとともに、グリーン・ツーリズムを通じた交流・販売の促進など、地域の特色を生かした産地づくりを進める。

加えて、林業については、森林資源の育成と森林の公益的な機能を踏まえ、林道等の開設、造林・保育事業を促進するとともに、県産木材の積極的な利用を推進する。

(2) 観音寺市旧豊浜町地域

県内でも最大規模の秋季祭礼として市の内外に認知される「豊浜ちょうさ祭り」をはじめとする地域に根差したコミュニティ活動を通して日常における円滑な地域コミュニケーションにつなげ、ひいては自主防災組織の育成や子育て支援、地域介護の充実等を図ることにより、安心安全でいきいきと暮らせる地域づくりを目指す。

また、海や山に囲まれ、地形的にも恵まれた自然豊かな本地域の特性を生かして、公園や道の駅等の観光・レクリエーション施設を充実させることにより、都会では得ることができないようなおもしろい空間づくりを創出するとともに、ごみ・し尿処理体制の確立や漁港、道路、農道等の公共施設及び高速情報通信ネットワーク環境を整備することにより、産業の活性化を図るだけでなく、地震等緊急時においても迅速かつ的確な対応が可能となるインフラ整備を行う。

さらに、老朽化した小学校の改築や認定こども園の建設により、子どもたちが健やかに過ごし、安心して学ぶことができる環境を創出するとともに、小、中学校での情報機器の導入推進を図り、情報化社会を担う次世代の人材の育成にも努める。また、本地域において先人より伝わるさまざまな歴史資源や文化財を通して人々がふるさとに親しみを持ち、かつ積極的にその保存活用にかかわることで関係人口の創出を図るとともに、市の内外にその魅力を積極的に発信して観光客の誘致や移住者の定住促進につなげる。

(3) さぬき市旧津田町及び旧大川町地域

美しく穏やかな瀬戸内海や緑あふれる讃岐山脈などの豊かな自然を大切にしながら、産業や観光が盛んで働く場も確保された賑わいのあるまち、地域住民が健康で快適に、安全で安心して暮らせるまちを目指す。

とりわけ、喫緊の課題である人口減少対策については、若者が「住みよい・住み続けたいまち」と思える地域を目指し、子どもを産み、育て、高齢になっても安心して生活できるような各種施策を推進する。

また、人財・自然・歴史・文化などの地域の誇るべき資源を新たな視点で融合させることで、地域の魅力をさらに高め、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりといった地方創生の実現を目指す。

(4) 東かがわ市

最重要課題である、「子育て支援、若者定住、人口減少対策」を推進し、地域コミュニティの支援などによる地域活性化及び地域資源の活用による若者世代の定住人口、交流人口及び関係人口の創出・拡大に努める。

若者世代が将来の就職・結婚・子育て・教育などに夢や希望を抱き、この地にいつまでも住み続けたいと願う、前向きでワクワクするまちづくりを市民との協働及び地域連携により取り組む。

また、情報化の推進、地域公共交通の確保など、災害に強く利便性の高い安全・安心のまちづくりに取り組み、全ての世代にとって生活しやすく、誰もが活躍できる地域社会を形成し、住民福祉及び地域活力の向上に寄与することにより、持続的発展を推進する。

(5) 三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域

加速する少子高齢化や技術革新、経済のグローバル化など社会情勢が急速に変化する中において、住民のニーズを的確に市政に反映するために市民の主体的なまちづくりを推進すると同時に、特性・資源を改めて磨き直し、県内一の産出額を誇る農業を始めとする地場産業の振興と、人材や企業の育成及び流入促進による新しい産業・事業・商品等の価値創造に挑戦する。また、AIやIoTを活用することにより、産業やまちが直面する課題の解決を図るとともに、新たなモデルとして全国に発信する。

さらに、次代を担う子どもたちの確かな学力、健やかな体、豊かな心を育み、スポーツ分野での可能性を広げるための環境整備や、市民の生きがいづくりにつながる生涯学習の拡充に努めるとともに、郷土の誇りである歴史や文化、そして豊かな地域資源を継承し、守っていけるまちづくりを進める。

一極集中のコンパクトシティを目指すのではなく、住民一人ひとりの、そしてそれぞれの地域の個性を生かしながら多極分散ネットワーク型まちづくりを進めるとともに、各地域拠点を結ぶ交通体系を構築することで、過疎地域の持続的発展の実現を目指す。

(6) 土庄町

人口減少、高齢化が進行しており、令和17年には人口が1万人を下回り、高齢化率も5割近くになる見通しとなっている。そのため、あらゆる分野において、人口減少の解決や、安心安全に住み続けられる環境づくりを念頭に置いて各種施策を推進していく。

また、住民と行政が協働・連携して参画するまちづくりの基本方向を「魅力あるまちづくり」「安心で快適なまちづくり」「支えあうまちづくり」と定め、それぞれの協調、協和を図りながら持続可能なまちづくりを進める。

その中でも、まちの魅力を最大限に生かした観光振興や企業誘致などによる雇用の創出・促進、移住者が定着できる取組みにより交流人口の増加を図る。また、高松、岡山、神戸などとのアクセスを生かし、道路整備などインフラの強化、公共交通の充実を進めていく。

さらに、若い世代の出産や子育てを支援する環境づくり、地域医療や公立病院機能の充実と医療体制の確保維持、防災体制の強化や自主防災組織の育成など危機管理体制の充実、地域コミュニティの醸成により、子どもから高齢者までが安心して暮らすことができ、地域でお互いに助け合い、行政と連携しながら協働するまちづくりを推進する。

(7) 小豆島町

最大の課題は、急速な人口減少である。避けることのできない人口減少を少しでも緩やかにし、先人から受け継がれた小豆島の自然、文化、伝統、産業、絆などのかけがえのない宝物を次代へ引き継いでいかなければならない。

「人が集い、元気なまち」の実現を目指し、医療基盤を整え町民の健康増進や福祉の充実を図る「健康・福祉のまち」、産業、農業、漁業振興による「産業のまち」、大規模災害等への備えとして、防災・減災や環境整備を行うとともに、関係人口や交流人口の拡大、移住定住促進を行う「定住・交流のまち」、未来を担う子どもたちが健やかに育つ子育て・人づくりの実現、古くから残る伝統文化や現代アート等を活用して地域の魅力を高める「教育・文化のまち」、「行財政改革の推進」の5つの柱をもとに、各種施策を地道かつ大胆に実行し、町づくりの推進を図る。

さらに、情報通信基盤の整備、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの推進等を実施し、持続的発展が可能なまちづくりを進め、地方創生の実現を目指す。

(8) 直島町

「明るく元気な町・安心して住める町・子どもから高齢者まで夢を持てる町」を目指し、これまで取り組んできた自然や現代アート、環境への取組みなど、町の特性を生かした個性あふれるまちづくりの持続的発展を図るため、地元基幹産業の基盤整備、地域の情報化の振興、交通基盤の整備、環境に配慮した社会基盤の整備などのインフラ事業を進めるとともに、移住・定住及び空き家対策並びに地域間交流の促進、子育て支援事業の強化、高齢者等の保健・福祉の増進、地域医療の確保、教育の振興などのソフト事業を進めることにより「島に住んでいる方が幸せを感じながら住み続けたい。」「島を訪れた方がこのまちに住んでみたい。」と感じられるまちづくりを目指し、各種施策を推進していく。

(9) 綾川町旧綾上町地域

水とみどりにあふれる豊かな自然環境や地域資源を生かし、少子・高齢化などの時代背景を踏まえたまちづくりを進め、「いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～」の実現に努める。

そのためには、多様化するライフスタイルに的確に対応していくことが必要であることから、より積極的に住民と行政による協働のまちづくりを進める。

その中で、自然や歴史・景観・生活環境などの保全、快適な生活空間の確保、機能性に優れた中心拠点の形成、農業、工業、商業などそれぞれの特性に応じた産業基盤や広域的なネットワークを形成する交通体系の確立、光ファイバーによる情報通信基盤の活用などについて、ハード、ソフトの両面から総合的な取組みを推進し、地域の活性化・自立化を図る。

(10) 琴平町

急速に少子・高齢化及び人口減少が進む中、創造性と活力あふれるまち、安全で快適に暮らせるまち、支えあい安心して暮らせるまち、新しい時代に対応できるまち、人を育て文化を育むまち、参加・交流・連携できるまちを基本とし、住民自らが、積極的にまちづくりに参加するとともに、やすらぎを実感し、かけがえのない郷土を守り、他に誇れるまちづくりを進める。

そのために、町が誇る文化芸術分野での地域資源を最大限活用するとともに、新たな魅力を付加することにより、長期滞在が可能な観光地づくりを進める。また、農商工連携により地域の特産物を使った商品の開発に努めるとともに、販売網を開拓するなど、新たな産地づくりを進め、次代を担う子どもたちが将来にわたり希望を持てるまちづくりを進める。

(11) まんのう町

少子・高齢化が急速に進行する中、人口減少を前提としつつ、社会資本を適正な規模に再構築していくとともに、住民が地域で安心して暮らし続けられる自治力の強化を図るべく各種施策を推進する。そして「豊かな自然を活かしみんなで創るまちまんのう 地域のつながりを大切にするまちづくり」を基本理念に、持続可能な地域社会の形成や過疎地域が有する可能性の実現による発展を目指す。

そのために、公共基盤の適正管理による長寿命化、移住・定住促進、観光資源の活用、地域資源を生かした産業振興を行い、地域の持続的発展を図る。

第2 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成

1 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成の方針

人口減少により地域の担い手が不足する中、過疎地域の住民の暮らしや地域社会を持続可能なものとするため、過疎地域における人材の確保、育成の取組みが求められている。

若い世代を中心とした都市部から過疎地域への新しい人の流れを移住・定住につなげるとともに、地域住民をはじめ関係人口等の地域外の多様な人材との連携・協働のもと地域づくりが行われるよう人材の育成を目指す。

2 移住、定住、地域間交流の促進

都市住民のやすらぎやうるおいの場、交流の機会を提供することは、受け入れ側となる過疎地域住民にとって、新たな就業の場の創出や農産物・農産物加工品の販売増加等が期待される。

このため、豊かな自然環境や伝統文化、農林水産物などの魅力あふれる地域資源を生かした農泊やグリーン・ツーリズムなどにより引き続き、地域間交流の促進に努める。

また、移住・定住促進の取組みについては、人口が減少する中で地域活性化を図るため、県と市町で組織する協議会を通じて、県内各地域への拡大に努めるとともに、大都市圏住民に向けたPR活動を実施し、官民連携による移住・定住に係る受入体制づくりなどの取組みを行い、人の流れを変え、移住・定住を促進し、U J I ターンの増加を図る。

3 人材の育成

個性豊かで活力ある地域づくりへの取組みが促進されるよう、地域づくりに関わる人材の育成に向けた研修を実施するとともに、地域おこし協力隊が中心となって、県内で地域づくり活動に取り組む団体等や市町の地域おこし協力隊の活動について情報発信し、それらの活動が地域住民の主体的な活動と連携・協働したものとなるよう支援する。

また、人口減少や高齢化が進み地域の担い手が不足する中、特定の地域に関心を持つ地域外の人々（関係人口）と地域の住民がともに地域課題の解決に向けて取り組めるよう、市町と連携し各地域における関係人口の創出・拡大を促進する。

第3 産業の振興

1 産業振興の方針

過疎地域の所得水準の向上、雇用機会の拡大を図り、生活の安定及び向上を図るためには、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、産業基盤を整備拡充することが重要である。

過疎地域における農林水産業は、ほ場条件や労働条件などの面に制約があるものの、生産活動を通じて県民の生活基盤や自然環境を保全するなど重要な役割を担っていることから、主要産業として振興する。

また、これらの地域の特性や条件を生かした多様な産業の展開を促進するとともに、創造的な事業に取り組む企業の育成や、新たな事業展開を図る地元企業の活動を支援し、過疎地域の持続的発展を図る。

2 農林水産業の振興

(1) 農業

① 多様な担い手の確保育成

効率的かつ安定的な農業経営の指標となる営農モデルを示し、その実現に向けて経営改善に取り組む意欲ある農業者に対し、経営の多角化と発展、さらには法人化を進める。

また、地域ぐるみで効率の良い生産活動や農地の有効活用を行う集落営農を推進するとともに、新規就農の促進や企業の農業参入など新たな担い手づくりに取り組む。

さらに、意欲ある担い手のゆとりある農業経営の実現や地域農業を守る集落営農の構築を図るため、作業の外部化や機械の効率的利用などの面から、作業受託組織の育成などを促進する。

② 多面的機能の維持・発揮

多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度などへの取組みを通して、集落内の農家の役割分担を明確にしなが、地域ぐるみで行う集落営農の構築を推進するとともに、棚田などの農地や農業用施設などの保全管理や植栽などの周辺景観を保全する活動等、洪水の防止、水源のかん養、景観形成などの多面的機能の維持・発揮に着目した協働活動により農業の振興を図る。

耕作放棄地については、関係者の合意の下、農業上利用増進を図る必要がある農地を明確にした上で、担い手への利用集積や農外企業の参入など、地域の実情に即した耕作放棄地解消に向けた取組みを進める。一方、農業利用が困難な地域では、景観形成作物の作付けなど幅広い県民の参画と協働によって、農地の保全と多面的利用を図る。

深刻化する野生鳥獣による被害を減少させるため、市町と役割分担のうえ、捕獲困難な地域等において、県主体の捕獲事業等を重点的に実施するとともに、将来にわたり野生鳥獣対策の担い手を確保するため、市町と協力・連携し、講習会等による若者や女性等の狩猟者の人材育成を図るほか、地域で中心的な役割を担うリーダーを養成する。

また、①地域に寄せ付けない環境づくり、②捕獲奨励、③侵入防止施設の整備の3点セットの取組みに加え、市町や猟友会員等の地域の関係者で組織される「鳥獣被害対策実施隊」の設置とその活動を支援するとともに、対策に効果を上げているモデル的な事例を県内に波及させる。

③ 地域特性を生かした農業の展開

自然薯や香川本鷹など地域特産物や新規作物の導入を促進するとともに、地域の農産物を活用した農商工連携による新しい加工製品の開発、産地直売所などでのグリーン・ツーリズムを通じた販売など、農業生産を核とした加工・流通・交流などを総合的に行うアグリビジネス（農業・農村の6次産業化）を支援する。

(2) 畜産業

特徴ある地域資源を活用した畜産物を生産するとともに、耕作放棄地、中山間地などを有効活用した飼料生産、放牧や、家畜排せつ物の堆肥化と土地還元による持続可能な資源循環型畜産を推進する。

(3) 林業

林道や作業道などによる林内路網の整備を促進し、林業生産基盤の整備と生産性の向上を図るとともに、機械化の推進により、搬出コストの軽減に努める。

また、森林資源の育成と森林の公益的な機能を踏まえ、造林・保育事業の促進に努めるとともに、県産木材の積極的な利用を促進するため、搬出間伐の推進に努める。

さらに、広葉樹や林地残材などのこれまであまり利用されなかった未利用資源の利用の促進に努める。

地域林業の担い手については、森林組合作業班の育成・確保を図るとともに、森林組合の経営基盤の強化に努める。

特用林産物については、新たな商品開発の支援や産地化などに努める。

また、手入れの行き届かない森林については、既存の施策に加え、都市住民やボランティア等の支援を含めた県民参加の森づくり活動を推進する。

(4) 水産業

瀬戸内海沿岸域においては、水産資源が減少傾向にあることから、水産業振興の重点を水産資源の維持培養と養殖業の推進に置き、長期的な見通しのもと、漁家所得の向上と担い手の育成に努める。

このため、水産基盤整備事業による増殖場の造成や、種苗放流事業等により、資源の維持培養を図るとともに、漁業生産性の向上を図る。

また、漁業関連施設の近代化や生産基盤の整備を促進するとともに、関係団体と連携して、各種就業相談や求人情報の提供、漁業未経験者向け研修等の取組みにより、漁業就業者の確保に努める。

さらに、これら補助事業と並行して、漁業近代化資金等の融資制度を活用し、漁業の近代化に努める。

一方、「ひけた鰯」、「小豆島島鱧」、「なおしまハマチ」等の地域ブランドの活用や地産地消、食育、安全・安心の推進、さらに、県内外での県産水産物の販売促進、販路拡大を図り、一層の消費拡大に努める。

また、山間部における漁業については、種苗放流事業等による資源の増殖を図る。

3 地場産業の振興

土庄町及び小豆島町の地場産業である醤油、佃煮、手延べそうめん、オリーブ加工品産業及び東かがわ市の手袋産業については、新商品・新技術の開発、販路開拓及びブランド化等の事業により産地としての認知度向上と活性化を促進する。

綾川町旧綾上町地域、琴平町やまんのう町など他の地域については、酒造業、うどん製造業、冷凍食品加工業や縫製品製造業など地場産業の既存事業所における新たな事業展開等を支援する。

4 企業の誘致対策

持続的な地域経済の発展と雇用の確保を図るため、地域産業の高付加価値化を促進するほか、若者が魅力を感じる情報通信関連産業やテレワークが実施できるサテライトオフィスなどの誘致活動の強化、各種優遇制度の充実を図ることにより、企業立地の促進を図る。

過疎地域における自然的、社会的及び人的条件等を十分勘案しつつ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等による各種優遇制度を活用し、企業訪問などの企業誘致活動を推進する。

5 コミュニティ・ビジネスの育成

地域の課題解決や地域資源の活用を通じた地域貢献を目的とするコミュニティ・ビジネスは、地域雇用の創出や事業者の生きがい発見をもたらす効果が期待される。

このため、コミュニティ・ビジネスの事業化を促進すべく、相談窓口において専門家による事業化ノウハウ等の実践的な各種情報の提供などに努める。

6 商業の振興

過疎地域の大部分の店舗が生活必需品を中心に取り扱っており、地域住民にとってその必要性は高い。このため、地域住民の利便性を十分に考慮した商業の振興が図られるよう、助言・指導に努める。

また、商店街におけるアーケードなどの街並整備、空き店舗活用事業などを支援するとともに、商店街の活性化や販売力強化に向けた新たな仕組みづくりや実験的な取組みを支援することなどにより、若い世代にとっても魅力のある商店街づくりへの取組みを促進する。

7 情報通信関連産業の振興

情報通信関連産業は、今後も大きな成長が期待されるとともに、若者にとって魅力的な産業分野でもあることから、過疎地域の経済活性化や人口の流出抑制・社会増のためにも、情報通信関連産業の振興や情報通信技術の活用促進に取り組むことが重要である。

情報通信関連産業の育成・誘致に向けた取組みなどを通じて、情報通信技術を活用した新サービスの創出や生産性向上による産業競争力の強化を促進し、若者の働く場の創出により県内定着を図るとともに、県内経済の活性化を図る。

8 観光又はレクリエーションの振興

やすらぎや癒し、心のゆとりを求める意識の高まり、また、旅行の形態も、団体旅行から個人旅行へのシフトや、インターネット環境やSNSの普及などに伴いニーズが個性化、多様化しており、これらのニーズに対応した取組みを進める必要がある。

県内全域をその区域とする「香川せとうちアート観光圏」の取組みなどを通じ、アウトドアを活用した観光やワーケーションなど、新しい観光スタイルへの対応や、滞在交流型のコンテンツの充実などを推進し、地域の活性化につなげていく。

第4 情報化の推進

1 情報化の推進の方針

過疎地域は、地理的制約から、暮らしや産業などの分野において都市部との間に様々な格差があるが、情報通信はこれらの是正・解消に大きな役割を果たすものであり、過疎地域においてこそ、その進展が図られるべきものである。

そのため、過疎地域においても情報通信技術の利活用等を推進していく必要がある。

2 情報化の推進

過疎地域において、地域住民への行政・医療・福祉サービスの確保、教育の振興、移住交流による地域の活性化などを図るため、情報通信技術の利活用を推進する。

さらに、デジタルデバイドの解消のため、出前形式によるパソコン研修など、地域情報化の普及啓発活動に取り組むほか、地域住民の情報リテラシーの向上を図る。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

過疎地域における地理的及び社会的制約を克服し、その持続的発展を図るためには、鉄道、バス等の公共交通と、自動車等の私的交通による「交通軸」のそれぞれの特性等を生かし、各交通軸が相互に接続する「交通結節点（乗り継ぎ）」の機能を効果的・効率的に発揮させ、また、両者をバランスよく組み合わせ、地域公共交通ネットワークの機能向上を図る必要がある。

過疎地域最寄りの交通結節点までの交通軸の整備と、交通結節点の機能向上を図り、住民の多様な生活需要に迅速かつ合理的に対応するネットワークを構築することを基本とする。

2 県道及び市町道の整備

過疎地域における県道の整備状況（令和3年4月1日現在）は、改良率80.8%、舗装率99.9%となっており、県内の県道全体の改良率85.9%、舗装率99.9%に比べ、改良率が低い水準にある。

また、市町道の整備状況（令和3年4月1日現在）は、改良率54.9%、舗装率94.2%となっており、県内の市町道全体の改良率63.0%、舗装率95.3%に比べ、改良率が低い水準にある。

このため、県道整備を積極的に推進するとともに、日常生活の根幹である市町道についても、特に、幹線市町道に力点を置いて整備を図る。

また、代行制度による幹線市町道の整備については、制度の趣旨を踏まえ、推進に努める。

3 農道、農業集落道、林道及び漁業集落道の整備

農道については、一般道との連絡による道路網整備を行い、農業生産性の向上と農産物輸送の効率化を図る。

また、過疎地域の農道は、地域住民の利便性を確保し、生活水準を向上させるうえで必要不可欠なものである。

このため、今後、過疎地域の実情に応じて、ほ場への通作や農業用資材の搬出入、農産物の処理・加工施設等への輸送を考慮し、幹線農道から支線農道や耕作道までの各種農道を適切に整備・配置することにより、過疎地域の持続的発展を図る。

農業集落道は、農業集落間を連結し、集落に居住する人々の生活や農業生産活動を円滑に営むための重要な道路であるため、新設・拡幅等の整備を進める。

林道については、多面的機能を有する森林の適正な整備及び保全を図り、林業生産基盤の整備と生産性の向上を図るうえで重要な施設であるとともに、山村地域の生活道としても重要な役割を担っているため、開設・改良等の整備を進める。

漁業集落道については、流通の効率化を図るとともに、地域住民の交通を確保し、生活水準や防災機能を向上させるうえで必要不可欠なものとして、拡幅等の整備の推進に努める。

4 住民の日常的な移動のための交通手段の確保対策

地域住民の生活交通手段として重要な役割を果たしているバス路線や航路については、国庫補助制度の活用や県費補助制度により、生活に不可欠な路線や航路の維持・確保を図る。

維持が困難なバス路線については、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンドシステムの導入、スクールバス、福祉輸送等を含めた代替的な効率的輸送手段・形態の選択も含め、地域の実情に即して再編を進める。

第6 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

都市との交流を進め、若者をはじめとする定住を促進するためには、新しいライフスタイルにふさわしい住宅整備や基礎的な生活環境の整備が不可欠である。特に、下水道などの生活排水処理施設は、全国平均に比べて整備の遅れが見られる。

このため、全般的な施設水準の向上を図るとともに、施設の適正配置と効率的な運用を考慮しつつ、住民のニーズに即した施設整備を広域的な視点に立って促進する。

2 簡易水道、下水処理施設等の整備

(1) 簡易水道

香川県広域水道企業団の設立（平成29年11月）に先行して、簡易水道は上水道への統合が進められ、現在では直島町のみとなっている。今後とも、良質な水を安定して確保するため、老朽化した施設の更新を促進し、将来にわたる良好な生活環境の確保に努める。

(2) 下水処理施設等

生活様式の近代化に伴い、水質保全と生活環境の改善を図るためには、し尿・生活雑排水等の処理施設の整備が必要である。

このため、各市町の生活排水処理基本計画をもとに策定した香川県全県域生活排水処理構想に基づき、地域の実情に即した各種の生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント等）の整備促進に努める。

また、代行制度による公共下水道の整備については、制度の趣旨を踏まえ、推進に努める。

3 消防・救急施設の整備

消防対策については、各地域とも常備消防体制の充実、消防団及び自主防災組織の活性化、広域的な応援体制の強化に努めるとともに、ポンプ車、小型動力ポンプ等の消防施設及び防火水槽、消火栓等の消防水利の整備を促進する。

救急体制については、急増する救急需要に対応するため、さらに充実を図るとともに、救急業務の高度化を推進する。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域においては、引き続き若年層を中心とした人口減少等により、高齢化が急速に進行している。子育て環境の確保については、就学前の児童を持つ子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育サービス及び全ての家庭や子どもを対象とした多様かつ総合的な子育て支援サービスや障害福祉サービス等の提供並びに保育所、児童館その他の福祉施設の整備について、地域の実情に応じて広域的な連携を図りつつ、その充実に努める。

また、高齢者が地域社会において自らの持つ経験と能力を発揮して、健康で生きがいのある自立した生活を送るとともに、必要なときに必要な福祉サービスを受けられるよう、人材、施設基盤等ソフト・ハード両面の充実に努めるなど、生涯にわたっていきいきと暮らせる地域社会の実現を目指す。

さらに、地域の活動的な高齢者を地域社会の貴重な人材として、地域づくりや産業活動への参加を促し、豊富な経験と知識を生かして社会に貢献する機会が得られるよう配慮する。一方で、体力低下や疾病により介護や加療を必要とする高齢者については、地域の特性に応じた福祉施設の整備とその効率的利用を図るほか、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の整備を図る。

2 子育て環境の確保を図るための対策

保育所については、地域における連帯意識が希薄化する中、保育所の持つ専門的機能を生かして、育児相談、育児講座等の子育て支援や地域交流事業を積極的に進め、児童福祉の向上に努めるとともに、地域の保育ニーズに的確に対応できるよう、延長保育や一時預かり事業等の特別保育事業の推進を図る。

児童館については、地域における児童健全育成の拠点施設としてのあり方を検討するとともに、子育て支援の情報提供や育児相談、子育てサークル、放課後児童クラブ等の活動を支援する。

3 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置されている「地域包括支援センター」を中心として、高齢者に対する総合相談支援や介護予防事業等を推進するため、センターの機能の充実に努める。

ショートステイ専用ベッド、老人デイサービスセンター等の居宅系サービスの充実に努めるとともに、施設整備の面では、高齢者保健福祉圏域ごとの適正な施設配置に留意しながら介護保険施設及び介護専用型の居宅系サービスの整備を進める。

さらに、高齢者が自らの健康と生きがいづくりに取り組むため、かがわ長寿大学の開催や老人クラブ等の活動の支援等に努め、高齢者の社会参加と自立生活の促進を図る。

第8 医療の確保

1 医療の確保の方針

過疎地域の住民が適切な医療を享受できる医療提供体制を確保するためには、病院と診療所、民間医療機関と公的医療機関との有機的な連携と機能分担の促進が必要であり、過疎地域での病院・診療所の整備については、市町等関係機関との協議を進め、整備・充実を促進する。

また、へき地医療拠点病院等の機能強化に努めるとともに、へき地診療所等への医師の派遣、看護師などの広域的確保対策の推進により、過疎地域における医療の確保に努める。

2 無医地区対策

(1) 病院・診療所の整備

無医地区等の住民の医療確保を図るため、関係機関との協議を進め、病院・診療所の整備充実を促進する。

(2) 患者輸送車の整備

地域の実情に応じて整備を図る。

(3) 巡回診療の実施

へき地医療拠点病院等の機能強化を図り、無医地区等への巡回診療を推進する。

(4) 保健師の活動

保健所等の保健師が、市町の保健師と連携し、家庭訪問・健康相談等を実施する。

(5) 栄養相談の実施

管理栄養士・栄養士による栄養・食事相談の充実や、食生活改善地区組織活動の育成指導等に努め、健康意識の高揚やバランスのとれた食生活と適度な運動の定着を促し、疾病予防と健康の保持増進を図る。

3 医療確保対策

(1) 病院・診療所の整備

近隣市町の医療機関との連携を図るなどにより、その確保に努める。

(2) 巡回診療の実施

へき地医療拠点病院による巡回診療等により、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科の医療の確保に努める。

また、歯科については、関係市町、歯科関係団体等との連携のもとに、歯科医師、歯科衛生士等による巡回歯科検診・診療の実施に努める。

(3) 人材の確保

自治医科大学卒業医師のへき地診療所等への適正配置や看護職員の育成・県内定着等を進め、過疎地域の医療機関に勤務する医師、看護師等の確保に努める。

(4) その他

過疎地域においても高度かつ専門的な医療が受けられるよう、遠隔医療の普及を進める。

また、救急医療を確保するため、ドクターヘリや防災ヘリコプターによる救急患者の搬送など搬送手段の確保に努める。

第9 教育の振興

1 教育の振興の方針

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の香川の創り手となるようにする上で、教育の果たす役割は大きい。

過疎地域における教育水準の向上を図るための基盤整備については、これまでの成果を踏まえつつ、さらに学校施設及び指導体制の整備拡充を図るとともに、地域の実情に応じて生涯学習機会の多様化などのニーズに応じた集会施設等の整備充実を図る。

2 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

(1) 公立小中学校の統合整備

公立小中学校の統合整備については、将来の児童生徒数や小中学校の配置状況、地理的状况などを踏まえるとともに、学校の持つ地域的意義等も考慮して、地域住民の理解と協力のもとに実施することを基本とする。

また、統合により廃校となった学校施設については、地域の身近で貴重な公共的財産であることから、地域の実情等に応じて有効活用を図る。

(2) 既設校の整備

校舎や屋内運動場、学校給食施設の老朽化などに対応するため、学校施設の長寿命化のための改修や改築を計画的に進め、安全で良好な教育環境の整備を促進する。

3 集会施設、社会教育施設、体育施設等の整備

情報化、国際化、高齢化、環境問題意識の向上など、社会環境の変化に伴って生涯学習のニーズも高度化、多様化してきており、これまで整備してきた各施設を積極的に活用するとともに、教育分野をはじめ、文化・スポーツ・福祉・環境などの住民組織と連携し、総合的な生涯学習環境の整備を進める。

公民館及び図書館については、地域における生涯学習推進のための中核的な施設であるため、過疎地域においても、引き続き、地域の実情に応じた施設整備の促進を図るほか、市町の境界を超えた広域的な連携を図る。

体育施設については、既存施設の配置状況等を考慮しながら、地域の実情に応じた整備充実を図る。

また、県内公共施設の情報を幅広く提供するためのネットワークの構築など、住民にとって利用しやすい環境づくりに努める。

第10 集落の整備

1 集落の整備の方針

過疎地域において、住民の生活に支障が生じないように、地域の拠点づくりや地域の拠点と周辺集落とのネットワークづくりを推進するとともに、多彩な地域コミュニティ活動の支援など、地域を支える活動を促進する。

2 集落の維持・活性化

過疎地域において、道の駅や農産物の加工施設も活用しながら、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を目指す。

また、先進的な取組事例の紹介や地域づくりに関する助成制度等についての情報提供や助言を行うなど、市町や地域住民が主体となった地域づくりを支援するとともに、「地域おこし協力隊」の活用などにより、集落の維持・活性化に向けた取組みを促進する。

第11 地域の文化芸術の振興等

1 地域の文化芸術の振興等の方針

各地域が長い歳月をかけて形成してきた生活文化や芸能は、その地域固有の特徴を有している。特に過疎地域においては、地域外からの新たな人口の流入が限定的であり、伝統的な文化を強く保持する傾向にある。しかし、近年の急速な高齢化と人口減少は、地域文化の継承や新たな創造を難しくしている。

地域固有の文化の継承は、高齢者と若い世代との間の交流を促す機会であり、コミュニティのアイデンティティを確認する契機ともなり得るものである。地域内の祭礼や伝統芸能といった多様な文化芸術活動の促進と継承の機会の確保、また活動の発展的創造を担う人材や団体の育成に努める。

また、文化芸術活動の場となる町並みや寺社境内等の歴史的景観を保全し、次世代に伝える仕組みの構築を、まちづくりの観点から促進することに努める。

2 地域の文化芸術の振興等に係る施設の活用

地域の文化芸術の振興等に係る施設については、地域に根差した特色ある伝統文化や生活文化の振興が図られるよう、多様な文化芸術に触れる場、伝統文化の学びや活動発表の場として、一層活用するように努める。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

過疎地域において、その自然的特性を生かした再生可能エネルギーを利用することが、エネルギーの安定的な供給の確保や環境への負荷の低減を図る上で重要であること、また地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することなどから再生可能エネルギーの利用を推進する。

2 再生可能エネルギーの利用の推進

日照時間が長いという本県の自然的特性を踏まえると、太陽光発電は本県の有力なエネルギー源であることから、太陽光発電の導入に積極的に取り組むとともに、太陽光以外の再生可能エネルギーについても、他県の導入事例や国の補助事業等の情報収集・情報提供を行うなどにより導入可能性や活用可能性の検討を行うなど、エネルギー源の多様化に向けた取組みを進める。

また、地域で生み出した再生可能エネルギー由来の電力をその地域で消費し、そこで得られた収益を地域に還元することにより、地域の脱炭素化と雇用創出等を図るエネルギーの地産地消モデルの構築に向け、他県の先進事例等について情報収集・情報提供を行うとともに、市町における地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）を推進するための計画・認定制度も活用しながら、各関係機関と連携した取組みを進める。

第13 共助の社会づくり

1 共助の社会づくりの方針

人口減少と高齢化が著しい過疎地域においては、地域コミュニティ機能や地域活力の低下が懸念されており、誰もが地域社会の主体的な担い手として、自主・自立の精神のもと、ともに手を携え、支え合い、助け合える社会の実現が求められている。

このため、地域住民、NPO、ボランティア、企業、行政を含めた全ての主体がそれぞれの役割分担のもと、地域社会を担うとともに、各主体の参画と協働を促進するなど、共助の社会づくりを推進する。

2 多様な機能を有するコミュニティづくり

少子・高齢社会における地域住民の安全・安心の向上などを目標に、地域住民が互いに助け合いながら、日常は、高齢者や子育て家庭への支援、環境美化、ごみ分別・リサイクル活動、防犯や交通安全、異世代間交流などの活動を行い、災害や事故が発生したときには、被害の発生・拡大の防止や救護活動を行うなど、多様な機能を有するコミュニティづくりを促進する。

3 NPO・ボランティア活動の促進

NPO、ボランティアに関する広報・普及活動の推進を図るとともに、具体的な活動機会に関するさまざまな情報の収集・提供に努めることなどにより、NPO・ボランティア活動への参加を促進する。

また、行政と地域住民やNPO、ボランティアとの協働を推進するとともに、NPO・ボランティア活動がしやすい環境づくりを進めることにより、NPO・ボランティア活動の広がりを促進する。